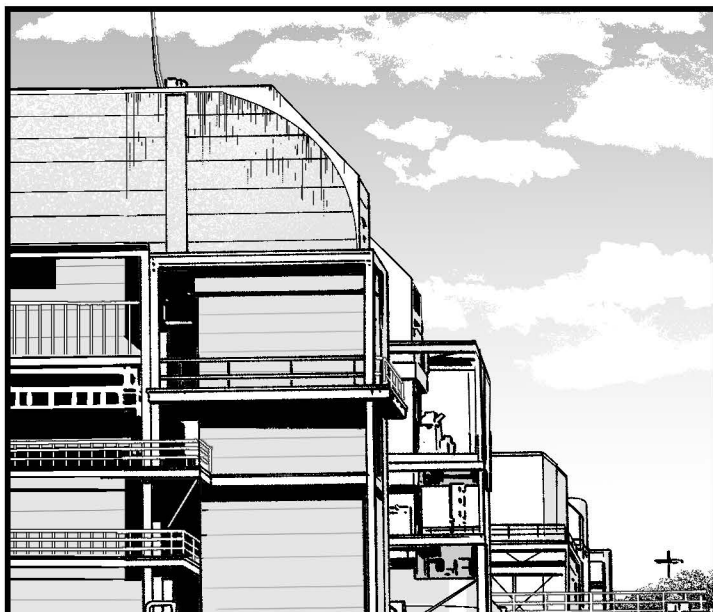
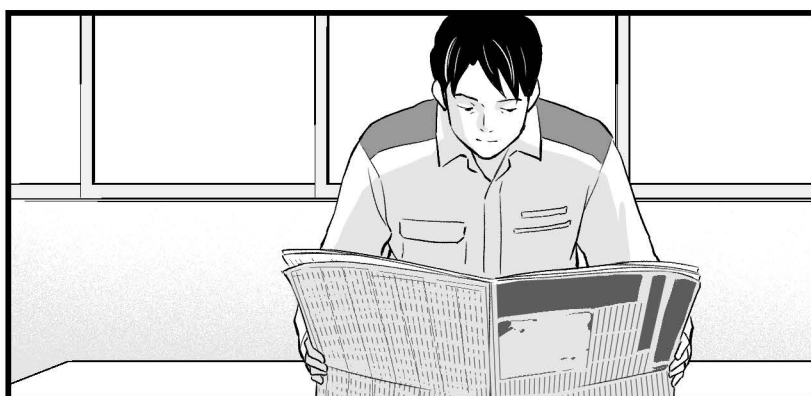


消えない灯

ともしび







2004年

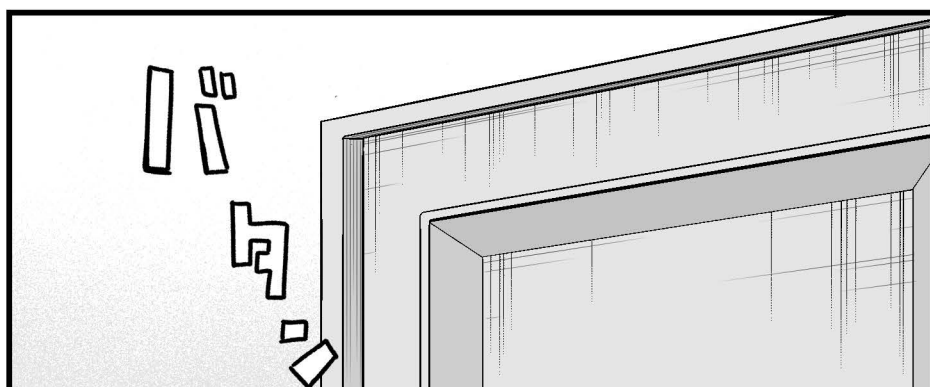
や、やっぱり…
タイムスリップ!!
また!!

今度は一体
どこに?



火神宅—

驚いたよ…
急に現れる
もんだから…



ああ、今まさに
この時だったのか…

関電火力
自主検査で不正記録
信頼性損なう

これは…
さっき中之島さんに見せてもらった…

不適切事象の原因の一つには本店と現場の風通しの悪さがあり、

本店
現場

本店からの膨大な量の作業指示に対し、「本店は正しい」「ルールだから仕方ない」との認識から淡々と作業をするしかなかった

2004年、火力部門において検査結果の書き換えという不適切事象が発覚
新聞等でも大きく報じられ、関西電力への信頼が失墜していた

大変なことがあったんだなあ…

それにしても20年前の…

カチヤ

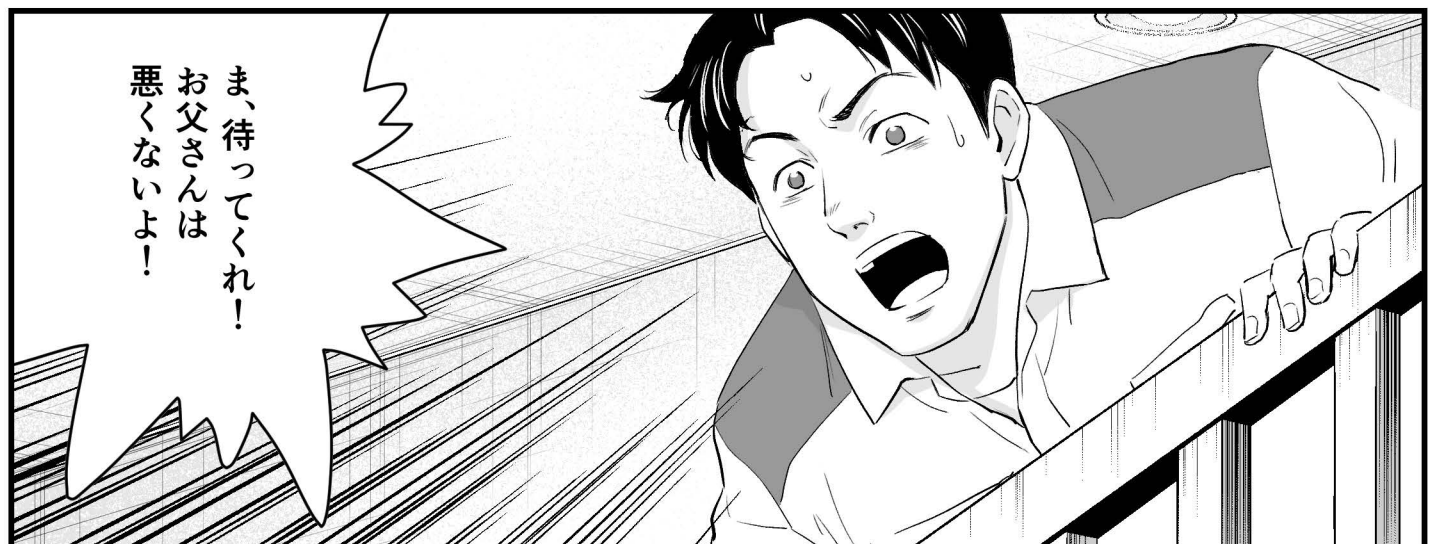
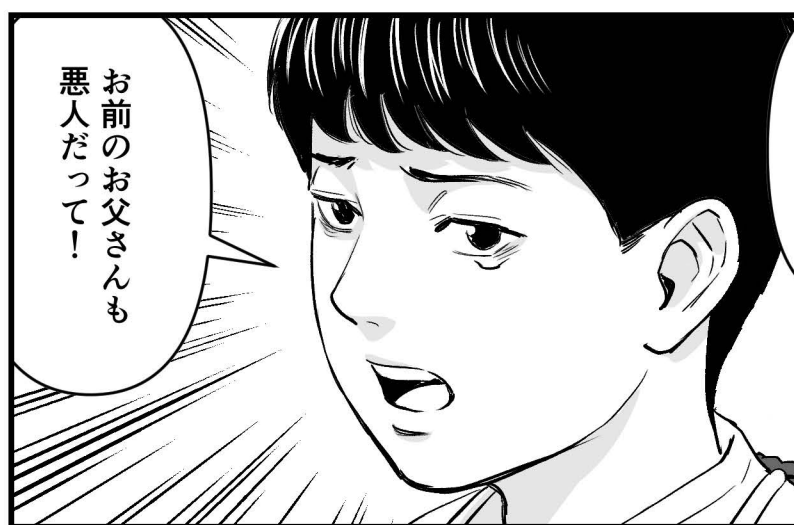
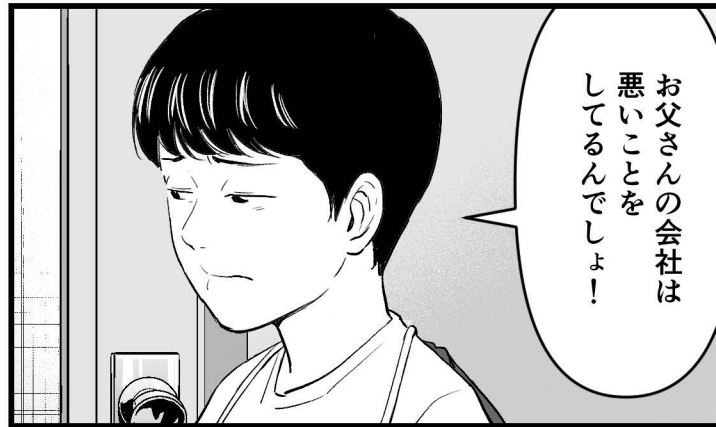
あれ？誰か帰ってきた？

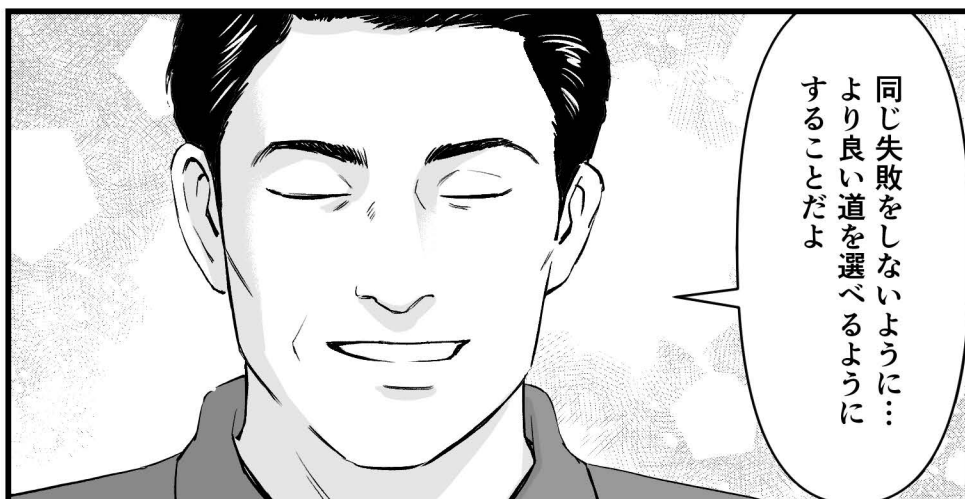
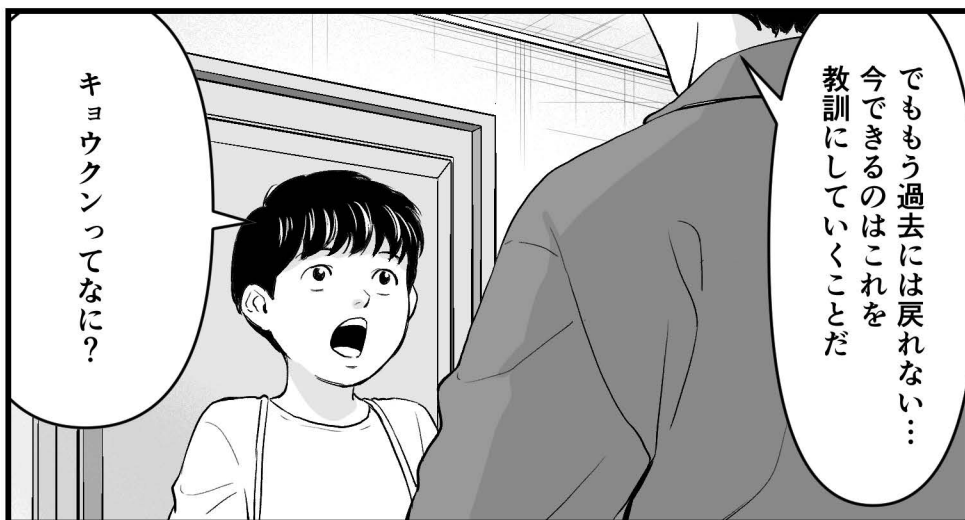
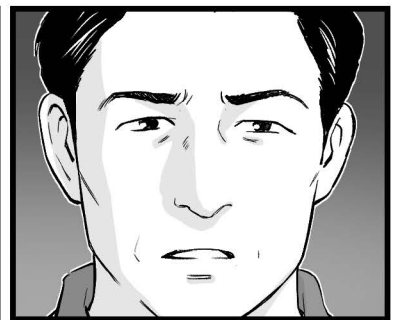
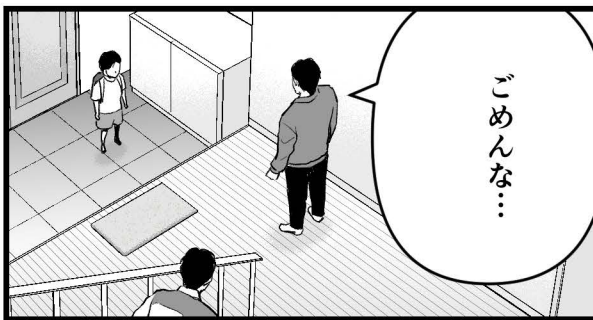
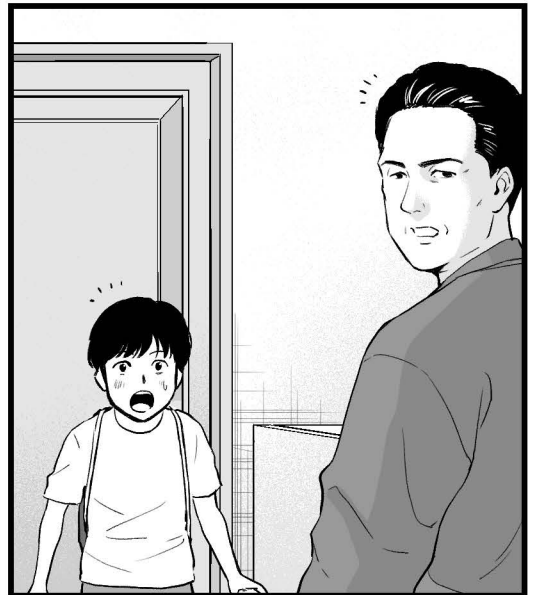
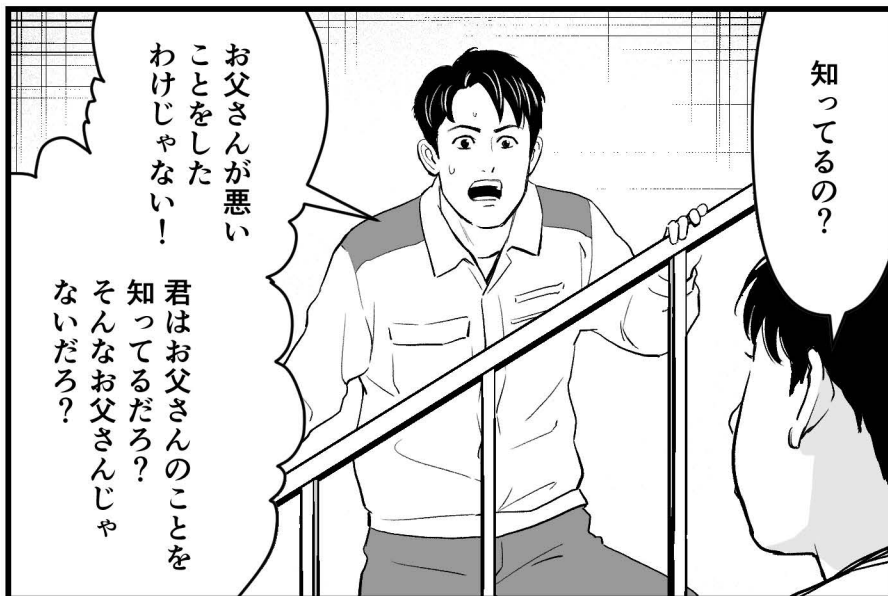
発電所の中では不満を口にする者もいたが、その声は本店まで届くこともなく、

転記ミス
誤記

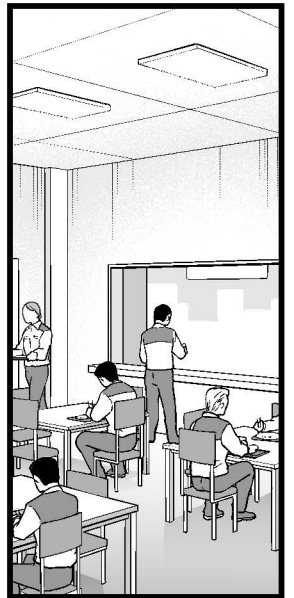
時間との戦いに負担を強いられ、結果的に「転記ミス」、「誤記」を誘発することとなったのだった

ビビ









事象発覚10年後の報告書で
当時を知る人に
インタビューをする中では

「以前は、発電所から本店に
意見・改善を求めるようなことは、
容易にはできなかったが、
今は変わったと感じている」

「以前は本店に意見・改善を
求めることは、容易には
できなかったが、今は変わった」

「今なら、本店に意見を
伝え、相談できる」



報告書の
おわりにはこうある

「今後は、一人ひとりが
自ら考え行動すること
を主体的にできる組織を
擁することが、競争環境に
負けない強い火力に
なるものと確信している」

定期事業者検査における不適切事項について
(～負の遺産を新たな力に変えるために～)

「これを念頭に業務に
おける課題の抽出と
その改善に向け、
持てる能力を
発揮していただきたい」

事を円滑に進めることを
優先させるが故、本来
守らなければならぬものを
見失ってしまったんだ

本当に守るべきものは
何なのかを立ち止まって
しっかり考える
ことが大切なんだ



定期事業者検査 不適切事象の概要

事象発覚の経緯

・2000年に施行された改正電気事業法により、国による検査から、事業者による法定自主検査に変更となり、事業者が検査記録作成・保存を行うこととなった。事業者の自主検査体制については、ISOを援用した国による審査基準＝“安全管理審査制度”が導入された。

・2004年4月、近経局による関空エネセンでの安全管理審査において、1号と2号のガス圧縮機定検の「定期事業者検査結果」について、品質記録の不備(1号と2号の定検データが混在しており記録作成していない)を指摘された。

・その後の近経局による立ち入り検査で、“**組織的・意図的な不適切事項**”が確認された。

・「電気事業法第106条に基づく報告徴収指示」を2度にわたり受け、関空エネセンを含む他発電所への追加調査の結果、

◇コンプライアンスにかかわる不適切事項	合計 101件
◇誤記や転記ミス等のその他の不適切事項	合計 8,062件

が判明した。

・近経局からは、嚴重注意文書の交付と適合の定期安全管理審査結果通知の取消し及び主任技術者免状返納措置等の行政措置が執られた。

原因とその背景

(1) 品質システム構築にかかる仕組みの問題

- ①法対象以外の機器までを検査対象に含めたため、過剰で守れないルールとなった。
- ②発電所は本店に対して、不明点の確認や改善策などの意見具申がしにくいなど、組織の風通しの悪さがあった。

(2) コンプライアンスにかかる意識等の問題

「国への説明責任を果たす」との使命感が「審査では不備を指摘されてはいけない」という認識に変節した結果、“体裁が重要”“設備が健全であれば技術的に問題がない”“少しくらいなら記録を書き換えても大丈夫”“社内ルールの逸脱は社内の問題。社会的に非難を浴びることはない”との誤った意識があった。

再発防止対策

(1) 仕組みの改善

- ・検査範囲と判断基準、および検査手順を適切かつ明確化するため、社内標準の整備を行った。
- ・品質システム再構築に向け、統一標準として「定期事業者検査の品質管理を定める支達(品質マニュアル)」を新たに制定した。その後、火力部門として品質保証(「業務の確実な実施」及び「説明責任への対応」)を果たすことを目的に2007年QMSを本格導入。(品質マニュアルは2008年に「火力業務要綱」に統合)

(2) 意識等の改善

- ・火力事業本部長以下火力業務執行に携わる者に対して「執行責任者としての役割の重要性」を再認識することを目的としたトップマネジメント研修を実施した。
- ・発電所長以下の管理職及び職場のキーマン約1,100名を対象に「品質保証・コンプライアンス・法令」に関する教育を実施した。

不適切事象を受けて

・この不適切事象の再発防止として取り組んだ「仕組みの改善」は、現在の考え方や行動に活かされており、QMS導入によって定着した。また火力技術者の行動規範の策定及びコミュニケーションを通じた風通しのよい職場風土への改善活動の実施により「コンプライアンスの意識改善」は、一人ひとりに浸透したと考える。

今後このような**不適切事象を風化**させることなく、
再発させてはならないとの意識のもと、
従業員が**一丸となって取組みを進めていかなければならない。**



関西国際空港エネルギーセンター